

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

第7期安八郡障害福祉計画

第3期安八郡障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

神戸町

目次

第1章 総論

1	計画策定の背景	2
	(1) 障がいのある人に対する法制度の変遷	2
	(2) 障害者総合支援法と障害福祉計画	2
	(3) 児童福祉法と障害児福祉計画	3
	(4) 各サービスの適用年齢	4
2	計画の性格等	5
	(1) 計画の性格	5
	(2) 計画の範囲	5
	(3) 計画の期間	5
3	基本理念	6
4	基本目標	6
	(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	6
	(2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消	6
	(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備	7
	(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援	7
	(5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み	7

第2章 サービス利用者等

1	サービス利用者	10
	(1) 障害福祉サービス支給決定者	10
	(2) 障害支援区分認定者	10
	(3) 地域生活支援事業利用決定者	12
	(4) 障害児支援支給決定者	13
2	人口と障がい者手帳所持者	14
	(1) 人口	14
	(2) 身体障害者手帳所持者	15
	(3) 療育手帳所持者	17
	(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	18
	(5) 難病患者	20
	(6) 小児慢性特定疾病患者	21
	(7) 発達障がいのある人	21

第3章 成果目標

1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績	24
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
	(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	24
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等	25
	(4) 障がい児支援サービスの提供体制の整備等	25
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	26
	(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築	26
2	計画の目標	27
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27
	(2) 地域生活支援の充実	28
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等	29
	(4) 障がい児支援サービスの提供体制の整備等	30
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	31
	(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築	31

第4章 障害福祉サービス等

1	障害福祉サービス等の概要	34
2	訪問系サービス	35
3	日中活動系サービス	38
	(1) 生活介護	38
	(2) 自立訓練（機能訓練）	39
	(3) 自立訓練（生活訓練）	40
	(4) 就労選択支援	41
	(5) 就労移行支援	42
	(6) 就労継続支援（A型）	43
	(7) 就労継続支援（B型）	44
	(8) 就労定着支援	45
	(9) 療養介護	46
	(10) 短期入所（ショートステイ）	46
4	居住系サービス	48
	(1) 自立生活援助	48
	(2) 共同生活援助（グループホーム）	49
	(3) 施設入所支援	50
	(4) 地域生活支援拠点等	51

5	相談支援等	52
(1)	相談支援	52
(2)	基幹相談支援センターの設置	53
(3)	地域のサービス基盤の開発・改善	54
(4)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
6	障害福祉サービス等の質の向上	55
(1)	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	55
(2)	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	55

第5章 地域生活支援事業

1	地域生活支援事業の概要	58
(1)	目的	58
(2)	事業内容	58
2	必須事業	59
(1)	理解促進研修・啓発事業	59
(2)	自発的活動支援事業	59
(3)	相談支援事業	59
(4)	成年後見制度利用支援事業	60
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	61
(6)	意思疎通支援事業	61
(7)	日常生活用具給付等事業	62
(8)	手話奉仕員養成研修事業	64
(9)	移動支援事業	65
(10)	地域活動支援センター	66
3	任意事業	68
(1)	訪問入浴サービス事業	68
(2)	日中一時支援事業	69
(3)	重度心身障害児者サービス円滑利用事業	70
(4)	自動車運転免許取得助成事業	71
(5)	自動車改造助成事業	71

第6章 障がい児支援サービス

1	障がい児支援サービスの概要	74
---	---------------	----

2	障害児通所支援	75
	(1) 児童発達支援	75
	(2) 放課後等デイサービス	76
	(3) 居宅訪問型児童発達支援	77
	(4) 保育所等訪問支援	78
3	障害児相談支援等	80
	(1) 障害児相談支援	80
	(2) 医療的ケア児支援コーディネーター	81
4	障がい児の子ども・子育て支援等	82
	(1) 障がい児保育	82
	(2) 放課後児童健全育成事業	82

第7章 計画の推進に向けて

1	推進体制	86
	(1) 総合的な推進体制	86
	(2) 関係機関との連携支援体制	86
2	進捗管理	87
	(1) 進捗の把握と分析・評価	87
	(2) 計画や方策の見直し	87

第8章 資料

1	計画策定の経過	90
2	安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱	91
3	安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿	93

第 1 章

総 論

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人に対する法制度の変遷

障がいのある人に対する福祉サービス等は、身体障がいのある人が身体障害者福祉法、知的障がいのある人が知的障害者福祉法、精神障がいのある人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により「福祉の措置」として実施されてきましたが、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度の「支援費制度」を経て、平成18（2006）年度から障害者自立支援法に移行しました。

65歳以上の要援護者に対する福祉サービス等については、老人福祉法による「福祉の措置」として実施されていましたが、平成12（2000）年度から介護サービスについては「社会保険」である介護保険法に移行しました。また、障がいのある児童に対する支援は、幾多の改正を経ながら児童福祉法により実施されています。

(2) 障害者総合支援法と障害福祉計画

平成15（2003）年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量の急増により財源不足に陥り、各種サービスの提供や相談支援体制についても市町村格差が目立っていました。また、精神障がいのある人は制度の対象になっていなかったこともあり、身体・知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあったほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17（2005）年11月に、障害者自立支援法が公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけました。

平成22（2010）年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が公布され、①利用者負担を見直し、②障害者の範囲に発達障がい等を加え、③相談支援の充実等の改正が行われました。

平成24（2012）年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。これにより、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改め、①障害者の範囲に難病患者等を加え、②「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、障害福祉サービスにおいて、③重度訪問介護の対象者の拡大、④ケアホームのグループホームへの一元化等が行われました。

平成28（2016）年6月に公布された障害者総合支援法の改正では、①障害福祉サービスに自立生活援助及び就労定着支援を加え、②医療機関への入院時も重度訪問介護の利用を認めるとともに、③障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある人の利用者負担の軽減等が定められました。

また、令和4（2022）年12月に公布された障害者総合支援法の改正では、①地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターと、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるとともに、②就労選択支援の創設、③都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見できる仕組みの創設等が示されました。

(3) 児童福祉法と障害児福祉計画

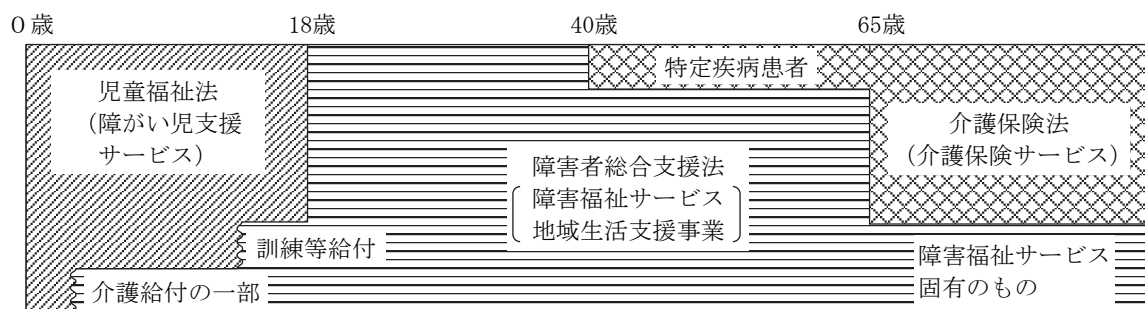
前述したように、障害児通所支援や障害児相談支援等（以下「障がい児支援サービス」といいます。）は、児童福祉法に規定されています。平成23（2011）年に国が示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、障がい児支援サービスも障害福祉計画で定めるよう求めていましたが、平成28（2016）年6月に公布された児童福祉法の改正において、①障害児福祉計画の策定を市町村に義務づけるとともに、②居宅訪問型児童発達支援の新設、③医療的ケアを必要とする障がいのある児童の適切な支援等が定められました。

令和4（2022）年6月に公布された児童福祉法の改正では、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、②児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等が示されました。

(4) 各サービスの適用年齢

障害者総合支援法の介護給付の多くは、18歳から64歳の障がいのある人に適用され、18歳未満の障がいのある児童には児童福祉法、65歳以上の障がいのある人（要介護認定者）には介護保険法が適用されます。上記以外の福祉サービス等の多くは、18歳から64歳が身体障害者福祉法、18歳未満が児童福祉法、65歳以上が老人福祉法の適用となります。

図表 1－1 障がい児支援サービス・障害福祉サービス・介護保険サービスの適用年齢区分



2 計画の性格等

(1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即して策定するものです。
- ② この計画は、「安八郡障害者計画」の障害福祉サービス等・障がい児支援サービス分野の実施計画という性格を有しています。

(2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。
- ② この計画の対象地域は、神戸町、輪之内町及び安八町ですが、西濃圏域をはじめとした周辺市町と連携しながら推進します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

図表1－2 計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
安 八 郡												
	第3次障害者計画						第4次障害者計画					
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		

3 基本理念

「第4次安八郡障害者計画」は、障がいがある人もない人も共に支え合い、安心して暮らしていける地域社会こそが自然なあり様であるとの考えのもと、障がいのある人にとって住みやすく、活動しやすい地域社会の実現をめざし、「誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり」を基本理念として掲げています。

したがって、この計画においても、「誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり」を基本理念とし、障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの一層の充実を図ります。

4 基本目標

基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

誰もが共に安心して暮らせる地域社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等及び障がい児支援サービス、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などの障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供するものです。障がいのある人が郡内3町のどこに住んでも適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、西濃圏域市町と連携して、地域生活への移行や就労支援のほか、高齢化等に伴う支援のあり方など新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(注) インフォーマルサービス＝法律等の制度に基づいたサービスではなく、近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助をいいます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童を支援していくには、障がいのある本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援していく必要があります。このため、障がいのある児童とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から質の高い専門的な発達支援を行う障がい児支援サービスの充実を図るとともに、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健・医療、障がい福祉、保育・教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

第2章

サービス利用者等

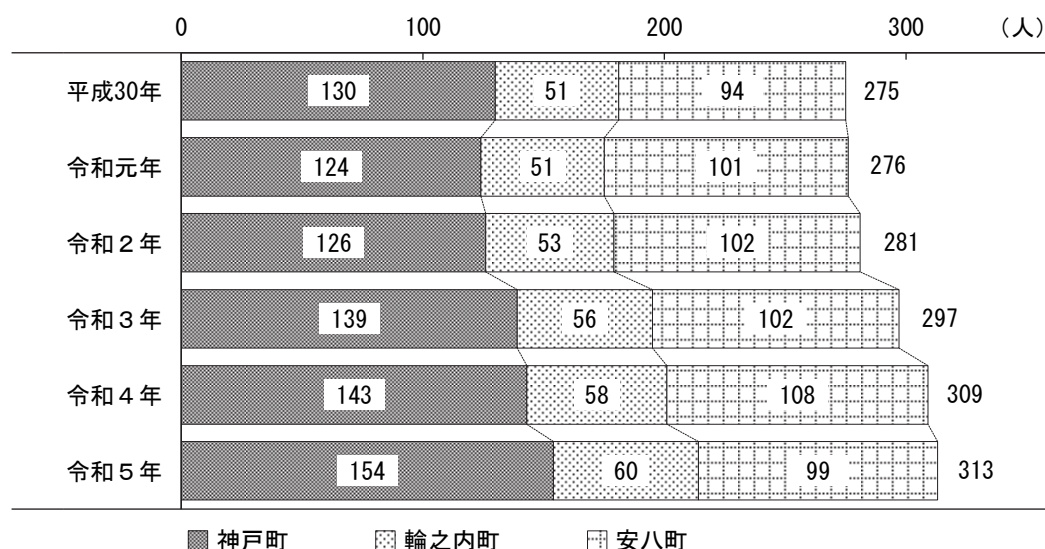
1 サービス利用者

(1) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。

安八郡の障害福祉サービス支給決定者は、令和5年4月1日現在、神戸町が154人、輪之内町が60人、安八町が99人の合計313人となっており、増加しています。

図表2-1 安八郡の障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

(2) 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-2のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。

安八郡の障害支援区分認定者は、令和5年4月1日現在、神戸町が90人、輪之内町が42人、安八町が63人の合計195人で、障害福祉サービス支給決定者数の62.3%を占めており、増加しています（図表2-3）。

令和5年4月1日現在の各町の障害支援区分認定者を区分別にみると、いずれも、「区分1」はなく、施設入所支援の該当区分である「区分4」以上が多くなっています（図表2-4）。

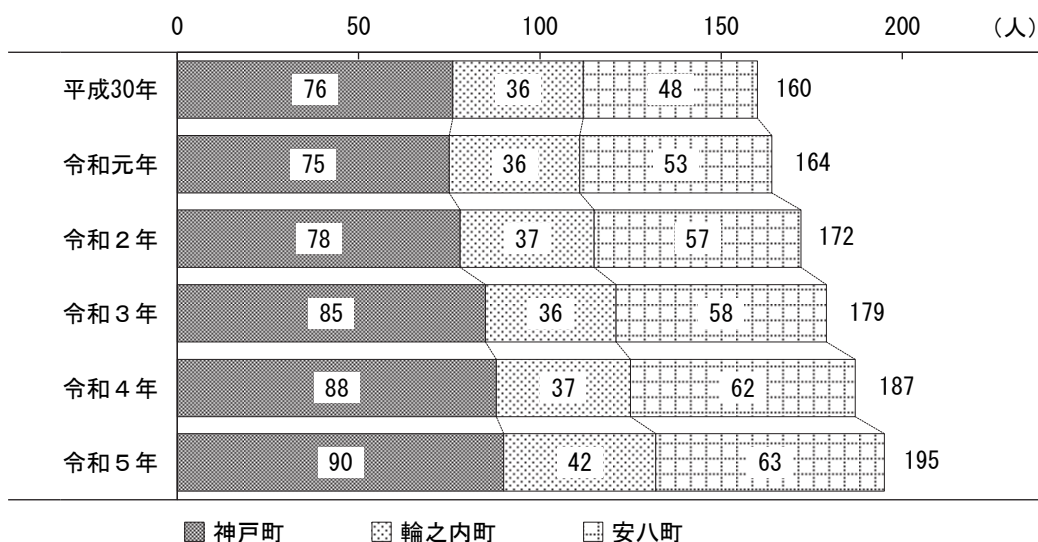
障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-2 障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該 当 区 分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
行動援護	区分3以上
重度障害者等包括支援	区分6
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助（グループホーム）	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

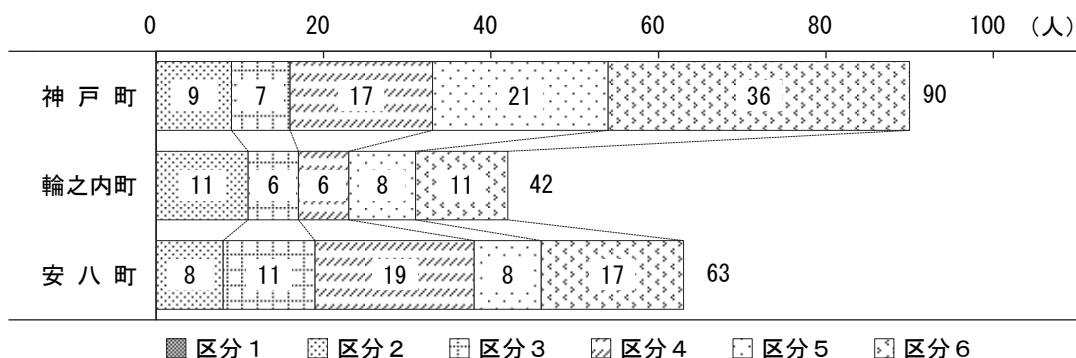
（注）サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-3 安八郡の障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

図表2-4 安八郡各町の障害支援区分別認定者数（令和5年4月1日現在）

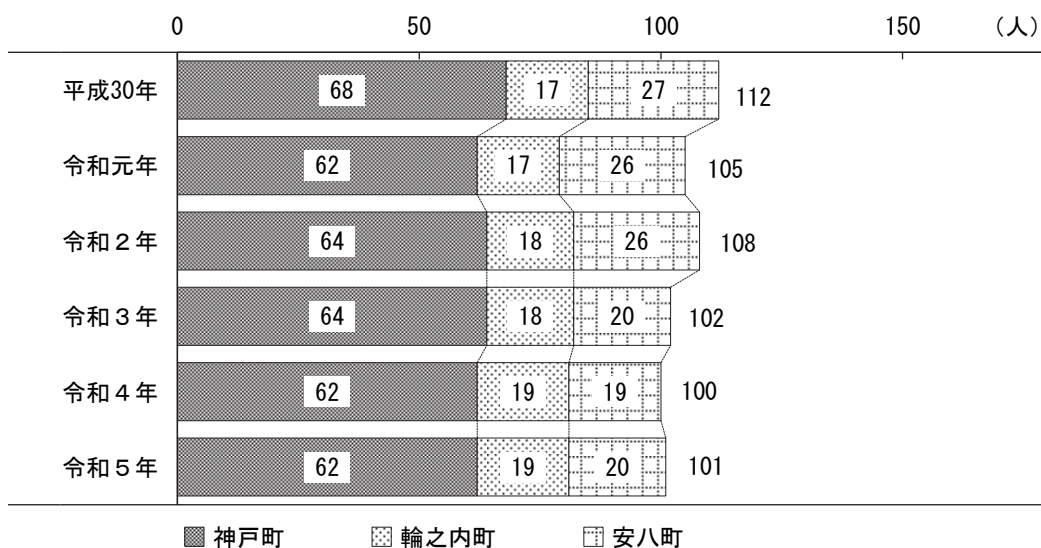


資料：各町健康福祉課・福祉課

(3) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。安八郡の地域生活支援事業利用決定者は、令和5年4月1日現在、神戸町が62人、輪之内町が19人、安八町が20人の合計101人で、障害福祉サービス支給決定者数の32.3%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

図表2-5 安八郡の地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）



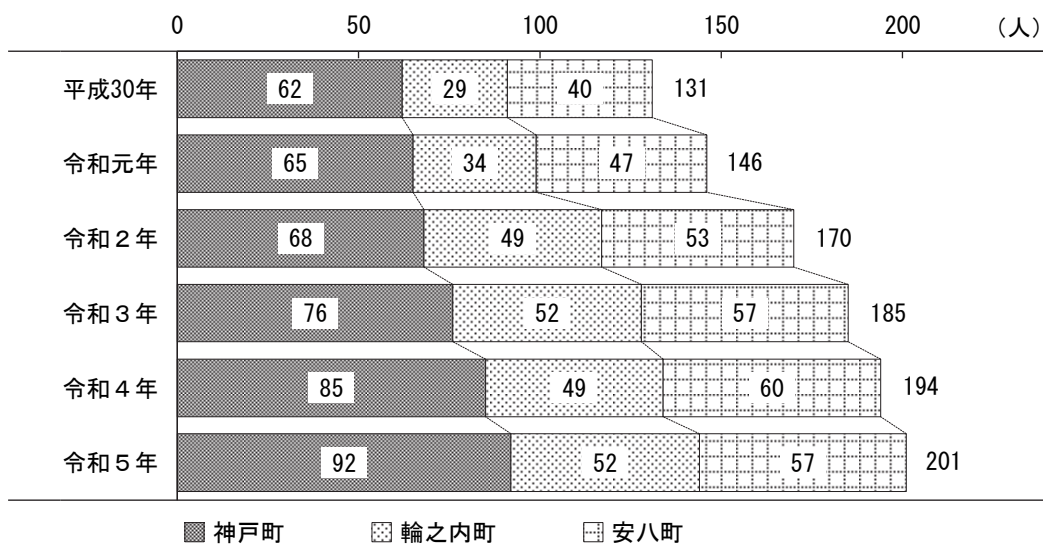
資料：各町健康福祉課・福祉課

(4) 障害児支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。なお、障がい者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書を参考に支給決定を行っています。

安八郡の障害児通所支援支給決定者は、令和5年4月1日現在、神戸町が92人、輪之内町が52人、安八町が57人の合計201人となっており、平成30年の1.5倍程度と、急増しています。

図表2-6 安八郡の障害児支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



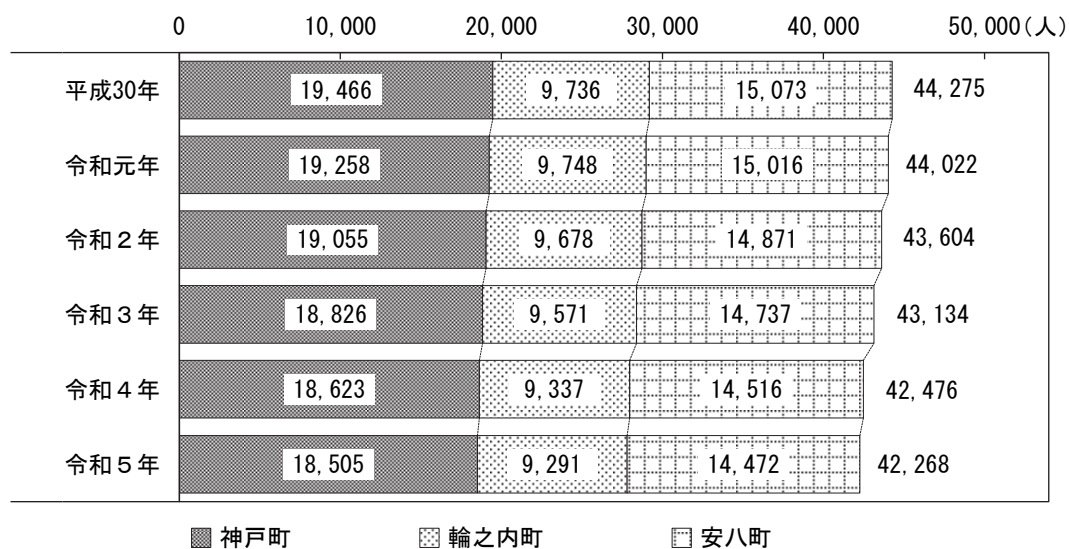
資料：各町健康福祉課・福祉課

2 人口と障がい者手帳所持者

(1) 人口

安八郡の人口は、令和5年4月1日現在、神戸町が18,505人、輪之内町が9,291人、安八町が14,472人の合計42,268人となっており、減少しています。

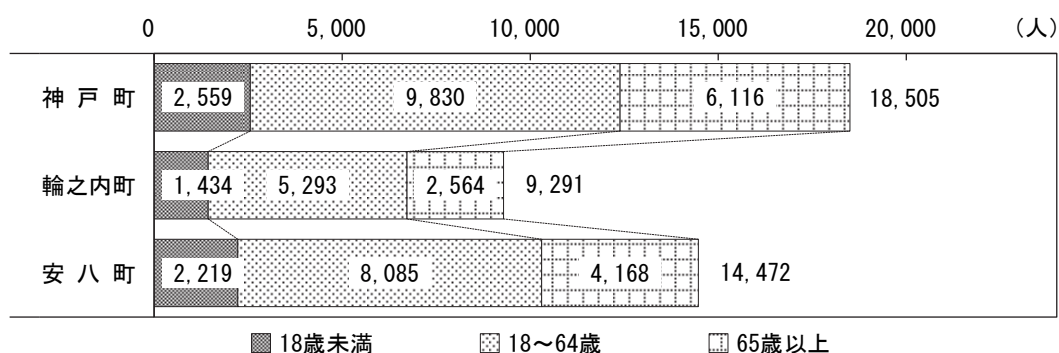
図表2-7 安八郡の人口の推移（各年4月1日現在）



資料：各町住民基本台帳

令和5年4月1日現在の各町の人口を年齢階層別にみると、神戸町は18歳未満が2,559人（13.8%）、18歳以上65歳未満が9,830人（53.1%）、65歳以上が6,116人（33.1%）、輪之内町は18歳未満が1,434人（15.4%）、18歳以上65歳未満が5,293人（57.0%）、65歳以上が2,564人（27.6%）、安八町は18歳未満が2,219人（15.3%）、18歳以上65歳未満が8,085人（55.9%）、65歳以上が4,168人（28.8%）となっており、神戸町では65歳以上の割合が比較的高くなっています。

図表2-8 安八郡各町の年齢階層別人口（令和5年4月1日現在）



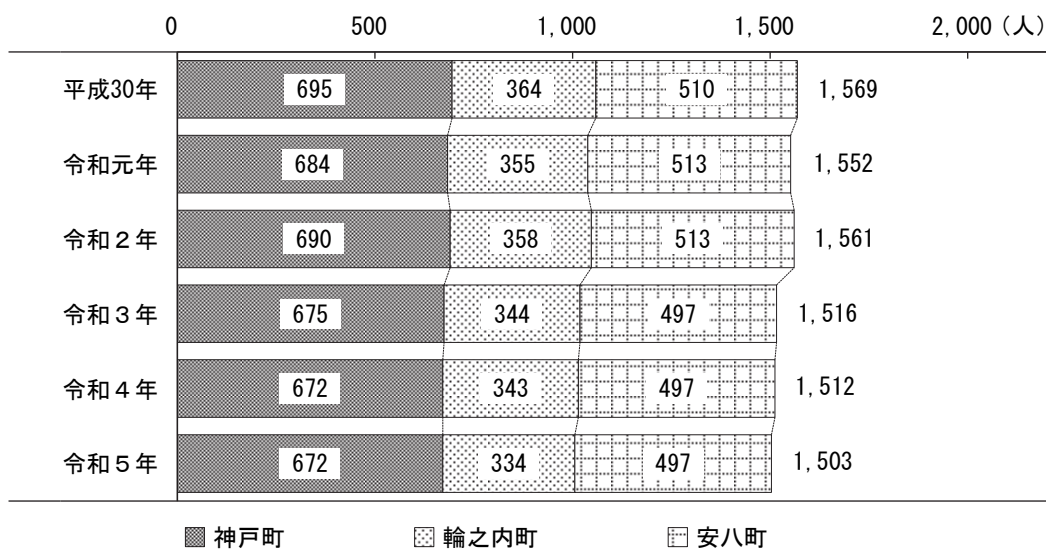
資料：各町住民基本台帳

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在、神戸町が672人、輪之内町が334人、安八町が497人の合計1,503人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

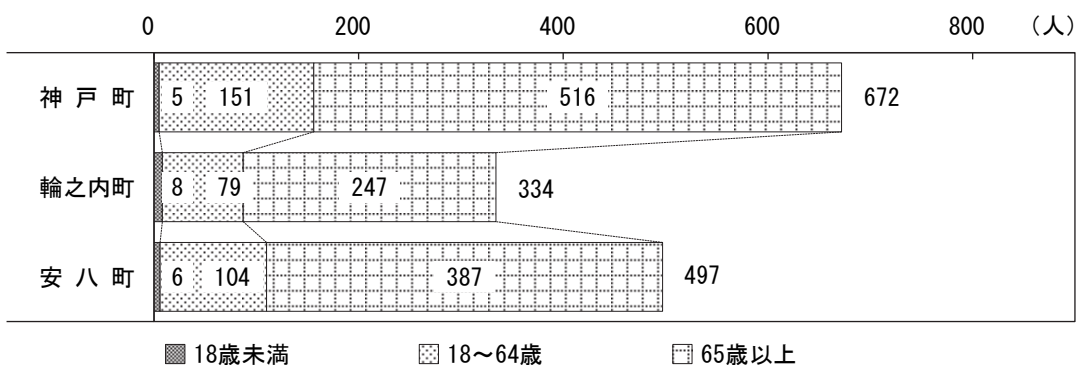
図表2-9 安八郡の身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和5年4月1日現在の各町の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上が神戸町516人（76.8%）、輪之内町247人（74.0%）、安八町387人（77.9%）といずれも最も多く、7割以上を占めています。

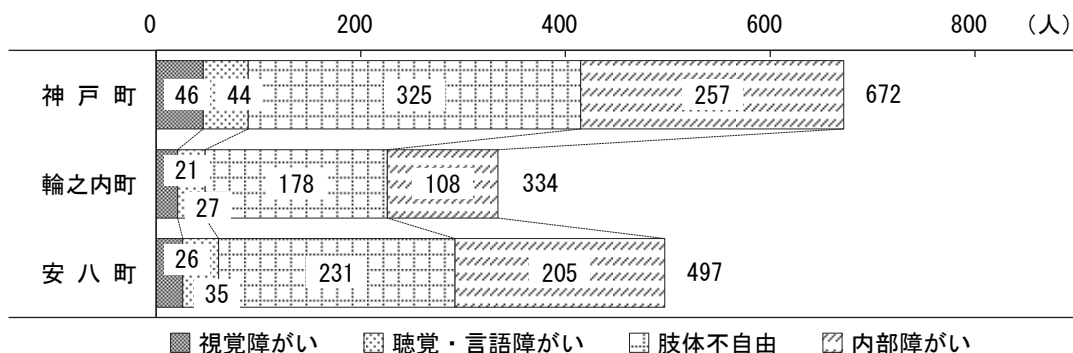
図表2-10 安八郡各町の年齢階層別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの種類別にみると、肢体不自由が神戸町325人（48.4%）、輪之内町178人（53.3%）、安八町231人（46.5%）といずれも最も多く、5割程度を占めており、次いで内部障がいが多くなっています。

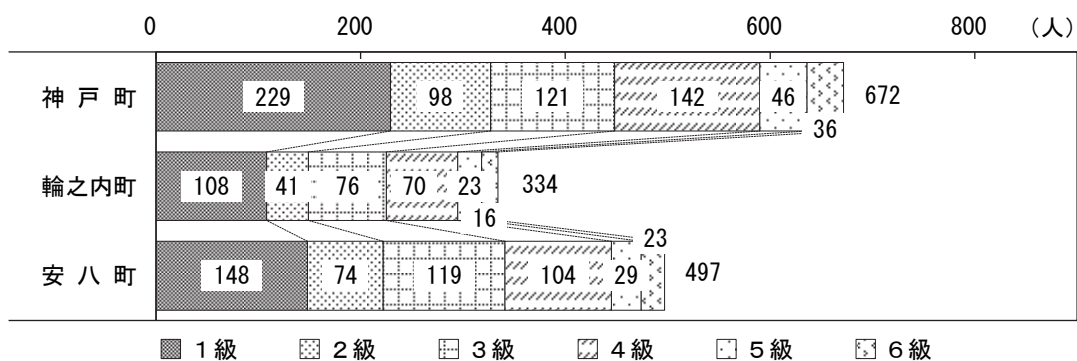
図表2-11 安八郡各町の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、いずれも1級が最も多く、2級と合わせた重度は、神戸町327人（48.7%）、輪之内町149人（44.6%）、安八町222人（44.7%）となっており、4割以上を占めています。

図表2-12 安八郡各町の等級別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



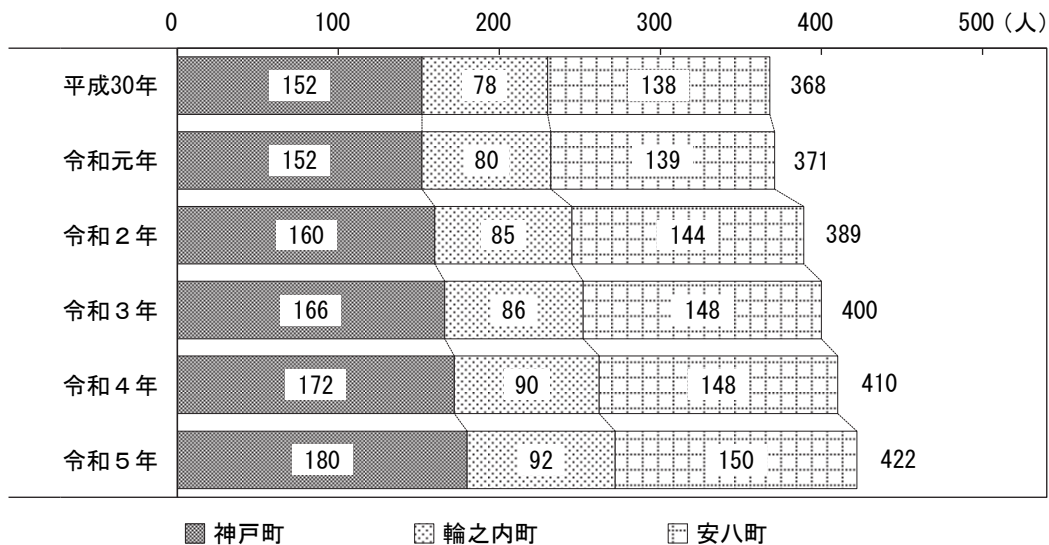
資料：各町健康福祉課・福祉課

(3) 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在、神戸町が180人、輪之内町が92人、安八町が150人の合計422人となっており、増加しています。

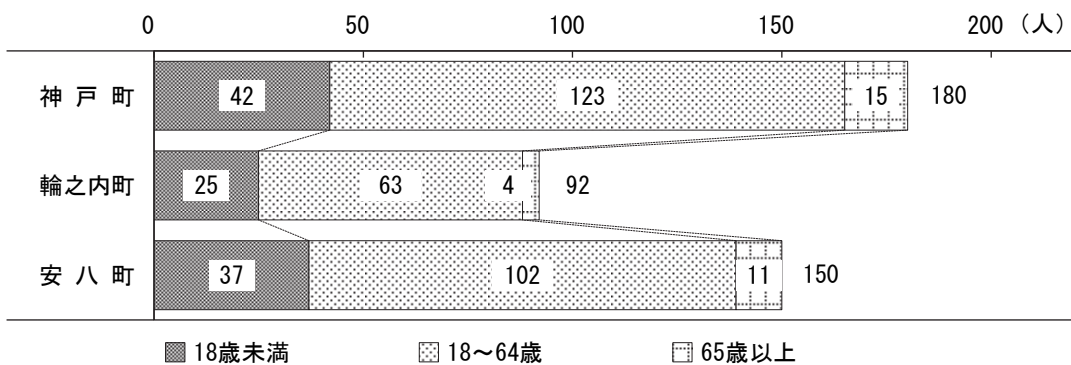
図表2-13 安八郡の療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和5年4月1日現在の各町の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳以上65歳未満が神戸町123人（68.3%）、輪之内町63人（68.5%）、安八町102人（68.0%）といずれも最も多く、7割弱を占めています。

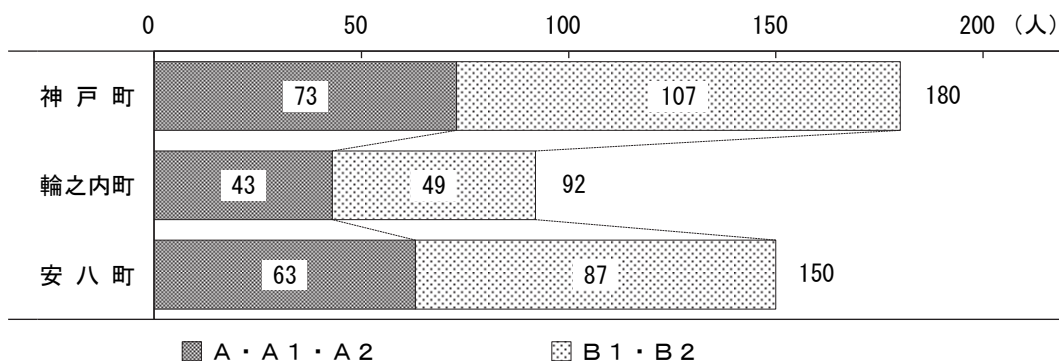
図表2-14 安八郡各町の年齢階層別療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、重度のA・A1・A2は、神戸町73人（40.6%）、輪之内町43人（46.7%）、安八町63人（42.0%）となっており、4割以上を占めています。

図表2-15 安八郡各町の等級別療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



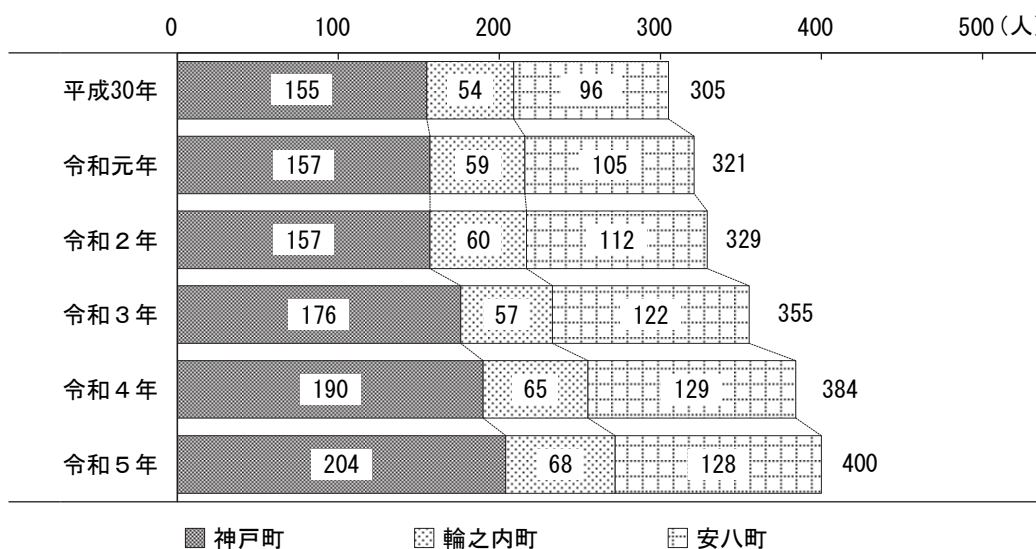
資料：各町健康福祉課・福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在、神戸町が204人、輪之内町が68人、安八町が128人の合計400人となっており、増加しています。

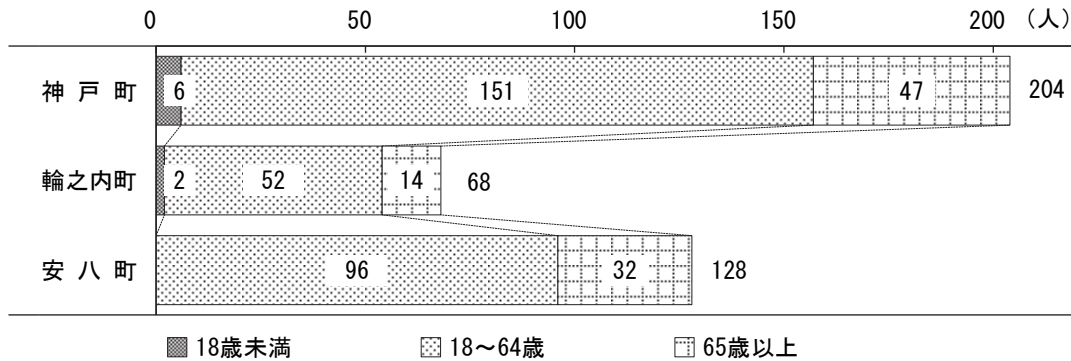
図表2-16 安八郡の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和5年4月1日現在の各町の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳以上64歳未満が神戸町151人（74.0%）、輪之内町52人（76.5%）、安八町96人（75.0%）といずれも最も多く、7割以上を占めています。

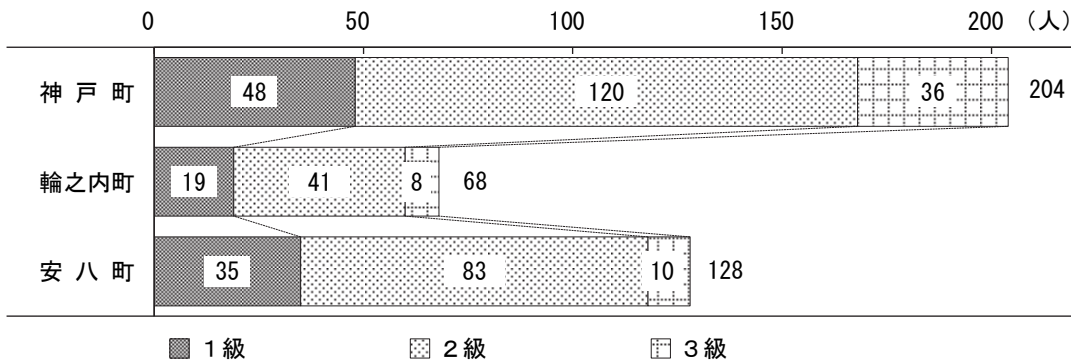
図表2-17 安八郡各町の年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、2級が神戸町120人（58.8%）、輪之内町41人（60.3%）、安八町83人（64.8%）といずれも最も多く、6割程度を占めています。

図表2-18 安八郡各町の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



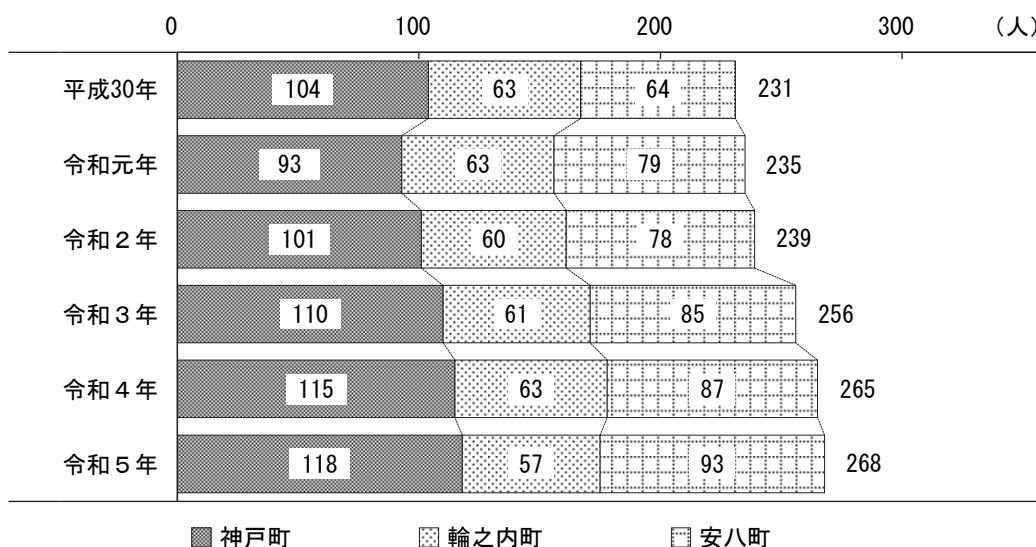
資料：各町健康福祉課・福祉課

(5) 難病患者

難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

安八郡の特定医療費（指定難病）の受給者は、令和5年4月1日現在、神戸町が118人、輪之内町が57人、安八町が93人の合計268人となっており、やや増加しています。

図表2-19 安八郡の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）



（注）対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大されています。

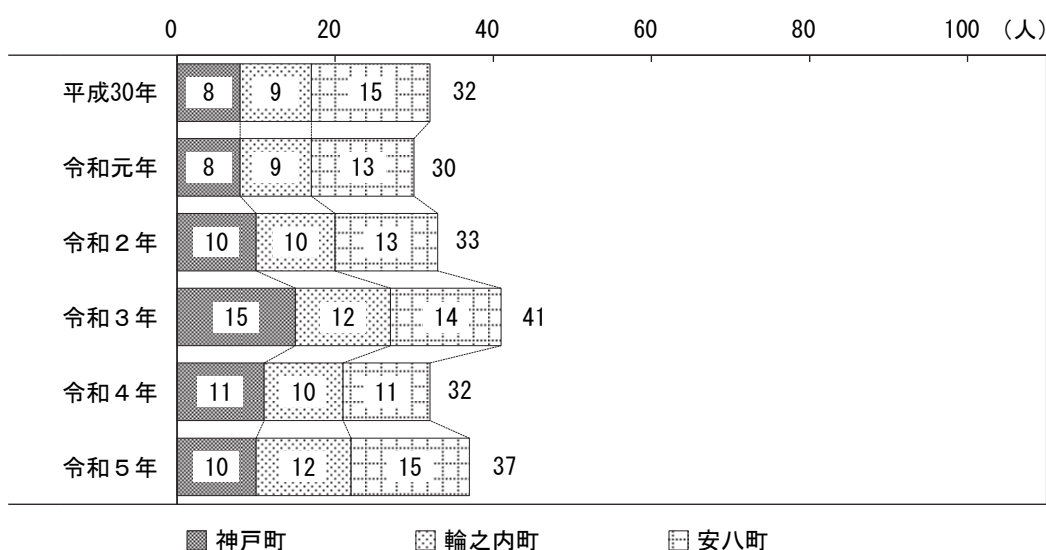
資料：岐阜県西濃保健所

(6) 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

安八郡の小児慢性特定疾病医療費受給者は、令和5年4月1日現在、神戸町が10人、輪之内町が12人、安八町が15人の合計37人と、ほぼ横ばいで推移しています。

図表2-20 安八郡の小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）



(注) 平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大されています。

資料：岐阜県西濃保健所

(7) 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況です。

第 3 章

成果目標

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する第6期計画の目標値は、次のとおりです。

- 令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人は、郡内で1人とします。
- 令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者数を維持します。

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の郡内で1人に対して、令和4年度末までにすでに2人となっています。また、施設入所者数は、目標の郡内の計42人に対して、令和4年度末でも42人となっていますが、令和5年度末では43人と見込んでいます。

図表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値と実績（見込み）

区 分			目標数値等	備 考
神戸町	令和元年度末の施設入所者数		21人	
	施設入所者数	目標値	21人	令和5年度末の施設入所者数
		実績（見込み）	23人	
	地域生活移行者数	目標値	1人	令和5年度までの地域生活移行者数
		実績（見込み）	2人	
輪之内町	令和元年度末の施設入所者数		9人	
	施設入所者数	目標値	9人	令和5年度末の施設入所者数
		実績（見込み）	7人	
	地域生活移行者数	目標値	0人	令和5年度までの地域生活移行者数
		実績（見込み）	0人	
安八町	令和元年度末の施設入所者数		12人	
	施設入所者数	目標値	12人	令和5年度末の施設入所者数
		実績（見込み）	13人	
	地域生活移行者数	目標値	0人	令和5年度までの地域生活移行者数
		実績（見込み）	0人	

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援の面的な体制をいいます。）については、目標どおり、令和5年度末まで、西濃圏域市町と協力・連携して確保しつつ、その機能の充実のため、西濃圏域障がい者総合支援推進会議において年1回以上運用状況を検証、検討しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者数は、郡内の令和元年度実績の1.27倍（国の基本指針）以上の5人に対し、令和4年度の実績は8人となっていますが、令和5年度では5人と見込んでいます。

図表3-2 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績（見込み）

区 分		神戸町	輪之内町	安八町
令和元年度の年間一般就労移行者数		2人	0人	0人
令和5年度の年間一般就労移行者数	目 標 値	3人	1人	1人
	実 績（見込み）	3人	1人	1人

（注）一般就労とは、一般企業へ就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

郡内の令和5年度の一般就労への移行者（5人）のうち、就労定着支援事業の利用者の割合7割以上（4人）に対し、令和5年度末では4割（2人）と見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

郡内には就労定着支援事業所がなく、事業所が開設された場合には、就労定着率8割以上を目標としていましたが、事業所は開設されませんでした。

(4) 障がい児支援サービスの提供体制の整備等

① 令和5年度末までに、郡内あるいは西濃圏域に児童発達支援センターを確保することを目標としていましたが、郡内、西濃圏域においても児童発達支援センターの確保は見込まれていません。

② 令和5年度末までに、郡内あるいは西濃圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としていましたが、郡内に事業所を確保できなかったため、西濃圏域において利用できる体制を構築しています。

③ 令和5年度末までに、郡内あるいは西濃圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所1カ所及び放課後等デイサービス事業所1カ所を確保することを目標としていましたが、郡内に事業所を確保できなかったため、西濃圏域において利用できる体制を構築しています。

④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末まで、西濃圏域において保健・医療、障がい福祉、保育・教育等の関係機関が連携を図るための

協議の場を設けるとともに、各町にコーディネーターを配置することを目標とし、西濃圏域における協議の場は確保しましたが、コーディネーターの配置については、必要があれば、配置する体制を構築しています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、目標どおり、各町の基幹相談支援センターを通じて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、目標どおり、安八郡障がい者自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

2 計画の目標

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の(1)～(6)について数値目標の設定を求めており、これらに対する安八郡の方針を示します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

○令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。

○令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とします。

(注) 1 第6期障害福祉計画で定めた令和5年度末までの目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和8年度末における地域生活への移行者数や施設入所者の削減割合の目標値に加えた数値以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進することを基本とし、目標を以下のとおりとします。

○ 令和4年度末の郡内の施設入所者数43人のうち、令和8年度末までの地域生活移行者数を1人とします。

○ 令和4年度末の郡内の施設入所者数43人を令和8年度末まで維持します。

図表3-3 福祉施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

区 分	数 値			考 え 方
	神戸町	輪之内町	安八町	
令和4年度末入所者数 (A)	23人	7人	13人	
施設入所者減少数目標値	現状維持	現状維持	現状維持	令和4年度末時点の施設入所者数からの減少数
地域生活移行目標値	1人	0人	0人	令和4年度末時点の施設入所者からグループホーム等への移行者数

(2) 地域生活支援の充実

国の基本指針

○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。

○各市町村または各圏域において、強度行動障がい者を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

○ 令和8年度末までの間、親なき後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、西濃圏域において地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、西濃圏域障がい者総合支援推進会議において1回以上運用状況を検証、検討することを目標とします。

○ 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、安八郡障がい者自立支援協議会や西濃圏域障がい者総合支援推進会議等を通じて、支援体制の整備に取り組むことを目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ①福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
- ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととします。
- ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。
- ③就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上すること基本とします。
- ④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。
- (注) 1 第6期障害福祉計画で定めた令和5年度の目標値に達しないと見込まれる場合は、その達しない割合を令和8年度における一般就労への移行者数の目標値に加えた数値以上を目標値とします。
- 2 一般就労とは、一般企業へ就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
- 3 就労定着率とは、過去6年間に於いて、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数の目標は、以下のとおりとします。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

区 分	数 値			考 え 方
	神戸町	輪之内町	安八町	
令和3年度の年間一般就労移行者数	3人	0人	1人	令和3年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	1人 (- 倍)	2人 (1.50倍)	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	2人	1人	0人	令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業利用者分	2人	0人	0人	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業利用者分	0人	0人	2人	令和8年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

郡内に就労移行支援事業所はありませんが、事業所が開設された場合には、令和8年度の当該事業所における利用終了者に占める一般就労への移行者の割合を5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

郡内の令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（1人）の1.41倍以上の2人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

郡内に就労定着支援事業所はありませんが、事業所が開設された場合には、令和8年度の当該事業所における就労定着率を7割以上とすることを目標とします。

(4) 障がい児支援サービスの提供体制の整備等

国の基本指針

- ①各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、児童発達支援センターを活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ②各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- ③各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

① 令和8年度末までに、郡内あるいは西濃圏域において児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ることを目標とします。

② 令和8年度末までに、郡内あるいは西濃圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1カ所及び放課後等デイサービス事業所1カ所を確保することを目標とします。

- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末まで、郡内あるいは西濃圏域において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、必要に応じて、コーディネーターを配置することを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを基本とします。

- 令和8年度末まで、各町の基幹相談支援センター通じて、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保することを目標とします。
- 安八郡障がい者自立支援協議会を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを目標とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

国の基本指針

- 各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

- 令和8年度末まで、安八郡障がい者自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組むことを目標とします。

第4章

障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の概要

障害福祉サービス等には、図表4-1の訪問系サービス5種類、日中活動系サービス10種類及び居住系サービス3種類を合計した18種類のサービスと相談支援があります。下表の区分欄の「介護給付」を受けるためには、障害支援区分の認定が必要であり、「訓練等給付」を受ける場合であっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

図表4-1 障害福祉サービス等の種類

サービスの種類	サービス名	区 分
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	介護給付
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系サービス	生活介護	介護給付
	自立訓練（機能訓練）	訓練等給付
	自立訓練（生活訓練）	
	就労選択支援	
	就労移行支援	
	就労継続支援（A型）	
	就労継続支援（B型）	
	就労定着支援	
	療養介護	介護給付
	短期入所（ショートステイ）	
居住系サービス	自立生活援助	訓練等給付
	共同生活援助（グループホーム）	
	施設入所支援	介護給付
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	

2 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを提供します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

居宅介護 障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

重度訪問介護 重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのために常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

行動援護 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護を行うサービスです。なお、移動の場合も利用できます。

重度障害者等包括支援 常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられるものです。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

① 第6期計画と実績

訪問系サービスの利用者数は、神戸町の居宅介護で計画を上回っていますが、そのほかはおおむね計画どおり推移しています。利用延時間数は、神戸町の居宅介護と行動援護、安八町の居宅介護で計画を下回り、神戸町の重度訪問介護と輪之内町の同行援護で計画を上回っていますが、そのほかはおおむね計画どおり推移しています。輪之内町の重度訪問介護、安八町の行動援護の利用はありませんでした。重度障害者等包括支援は、引き続き、各町とも利用がありませんでした。なお、郡内の訪問系サービス提供事業所は、図表4-3のとおりです。

図表4-2 訪問系サービスの第6期計画と実績

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	居宅介護	利用者数(人)	11	16	11	13	12	12
		利用延時間数(時間)	1,100	1,257	1,600	1,000	1,800	1,000
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	0	1	0	1	1
		利用延時間数(時間)	300	0	300	0	300	4,000
	同行援護	利用者数(人)	3	2	3	2	3	3
		利用延時間数(時間)	390	371	390	420	390	300
	行動援護	利用者数(人)	6	7	7	6	8	5
		利用延時間数(時間)	1,200	1,075	1,400	1,055	1,600	1,100
輪之内町	居宅介護	利用者数(人)	7	5	7	6	7	7
		利用延時間数(時間)	700	505	700	588	700	790
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
		利用延時間数(時間)	300	0	300	0	300	0
	同行援護	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用延時間数(時間)	30	8	30	133	30	140
	行動援護	利用者数(人)	1	1	1	1	2	1
		利用延時間数(時間)	300	413	300	402	600	300
安八町	居宅介護	利用者数(人)	5	7	5	6	6	6
		利用延時間数(時間)	500	242	500	180	600	140
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	2	1	2	1	0
		利用延時間数(時間)	330	708	330	360	330	0
	同行援護	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用延時間数(時間)	60	26	60	42	60	37
	行動援護	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
		利用延時間数(時間)	120	0	120	0	120	0

図表4-3 郡内の訪問系サービス提供事業所(令和5年4月現在)

所在地	事業所名	サービスの種類
神戸町	神戸町訪問介護ステーション	居宅介護 重度訪問介護
	とーたす	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
安八町	サンサンひかり	居宅介護

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおりとします。
 なお、県内にも重度障害者等包括支援実施事業所がないため、重度障害者等包括支援の見込量は示していません。

図表4-4 訪問系サービスの見込量

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	居宅介護	利用者数(人)	13	13	13
		利用延時間数(時間)	1,000	1,000	1,000
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	6,000	6,000	6,000
	同行援護	利用者数(人)	3	3	3
		利用延時間数(時間)	400	400	400
	行動援護	利用者数(人)	6	6	6
		利用延時間数(時間)	1,100	1,100	1,100
輪之内町	居宅介護	利用者数(人)	7	8	9
		利用延時間数(時間)	700	800	900
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	400	400	400
	同行援護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	140	150	160
	行動援護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	400	400	400
安八町	居宅介護	利用者数(人)	6	6	6
		利用延時間数(時間)	200	200	200
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	400	400	400
	同行援護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	50	50	50
	行動援護	利用者数(人)	1	1	1
		利用延時間数(時間)	400	400	400

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

③ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービス）の確保とサービスの質の向上に努めます。

(1) 生活介護

生活介護は、常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第6期計画と実績

安八町で計画を上回っていますが、神戸町と輪之内町ではおおむね計画どおり推移しています。なお、郡内の生活介護提供事業所は、図表4-6のとおりです。

図表4-5 生活介護の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	67	66	68	69	70	67
	利用延日数(日)	15,200	15,287	15,400	15,570	15,900	16,000
輪之内町	利用者数(人)	24	22	25	25	26	23
	利用延日数(日)	5,500	5,086	5,800	5,213	6,000	5,400
安 八 町	利用者数(人)	31	36	32	38	33	40
	利用延日数(日)	6,200	8,243	6,400	8,255	6,600	9,100

図表4-6 郡内の生活介護提供事業所（令和5年4月現在）

所在地	事業所名
神 戸 町	神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園
輪之内町	輪之内町障害福祉サービス事業所 たんぼぼの里
安 八 町	安八町社会就労センター ひかりの里

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおりとします。

図表4-7 生活介護の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数(人)	68	68	68
	利用延日数(日)	16,000	16,000	16,000
輪之内町	利用者数(人)	24	24	24
	利用延日数(日)	5,500	5,500	5,500
安八町	利用者数(人)	42	44	46
	利用延日数(日)	9,100	9,300	9,500

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるものです。なお、利用期限が1年6カ月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設も利用できます。

① 第6期計画と実績

各町とも利用はありませんでした。なお、郡内には自立訓練（機能訓練）提供事業所也没有ありません。

図表4-8 自立訓練（機能訓練）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神戸町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数(日)	48	0	48	0	48	0
輪之内町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数(日)	48	0	48	0	48	0
安八町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数(日)	48	0	48	0	48	0

② 見込量

病院退院者や特別支援学校卒業者が対象となるため、次のとおりとします。

図表4-9 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	48	48	48
輪之内町	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	48	48	48
安 八 町	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	48	48	48

③ 見込量の確保策

県内の自立訓練（機能訓練）提供事業所による見込量の確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるものです。なお、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設も利用できます。

① 第6期計画と実績

神戸町で計画を下回って推移し、輪之内町と安八町では利用がありませんでした。なお、郡内には自立訓練（生活訓練）提供事業所はありません。

図表4-10 自立訓練（生活訓練）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	4	1	4	4	4	2
	利用延日数(日)	600	269	600	283	600	500
輪之内町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数(日)	150	0	150	0	150	0
安 八 町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数(日)	150	0	150	0	150	0

② 見込量

入所施設からの地域生活移行者や病院退院者、特別支援学校卒業者が対象となるため、次のとおりとします。

図表4-11 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数（人）	3	3	3
	利用延日数（日）	300	300	300
輪之内町	利用者数（人）	1	1	1
	利用延日数（日）	100	100	100
安八町	利用者数（人）	1	1	1
	利用延日数（日）	100	100	100

③ 見込量の確保策

近隣市町の自立訓練（生活訓練）提供事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 就労選択支援

就労選択支援は、障がいのある人が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

① 見込量

一般就労や就労移行支援、就労継続支援（A・B型）の利用促進の観点から、次のとおりとします。

図表4-12 就労選択支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数（人）	-	5	7
輪之内町	利用者数（人）	-	3	4
安八町	利用者数（人）	-	3	4

② 見込量の確保策

西濃圏域市町と連携して見込量の確保に努めます。

(5) 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動などの機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。

① 第6期計画と実績

輪之内町で計画を上回り、安八町では計画を下回って推移しています。なお、郡内には就労移行支援事業所はありません。

図表4-13 就労移行支援の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	4	4	5	5	6	5
	利用延日数(日)	480	520	600	423	720	670
輪之内町	利用者数(人)	1	2	1	2	2	1
	利用延日数(日)	120	366	120	323	240	280
安 八 町	利用者数(人)	6	5	6	3	7	3
	利用延日数(日)	900	436	900	418	1,050	270

② 見込量

成果目標(第3章)において、一般就労への移行の促進を図ることとしていることや特別支援学校高等部卒業生等の利用を勧奨し、次のとおりとします。

図表4-14 就労移行支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	4	5	6
	利用延日数(日)	520	650	780
輪之内町	利用者数(人)	1	2	2
	利用延日数(日)	200	400	400
安 八 町	利用者数(人)	3	3	4
	利用延日数(日)	330	330	440

③ 見込量の確保策

現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（A型）

一般企業等における就労が困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

安八町で計画を上回っているほかは、おおむね計画どおり推移しています。なお、郡内の就労継続支援（A型）提供事業所は図表4-16のとおりです。

図表4-15 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	20	20	20	22	21	22
	利用延日数(日)	4,000	3,782	4,000	4,086	4,200	4,700
輪之内町	利用者数(人)	5	5	5	6	6	5
	利用延日数(日)	1,100	957	1,100	1,217	1,200	1,200
安 八 町	利用者数(人)	12	17	12	16	13	14
	利用延日数(日)	2,400	2,830	2,400	2,686	2,600	2,730

図表4-16 郡内の就労継続支援（A型）事業所（令和5年4月現在）

所在地	事 業 所 名
輪之内町	エフビコ愛パック株式会社 岐阜工場

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績や特別支援学校高等部卒業者等を勘案し、次のとおりとします。

図表4-17 就労継続支援（A型）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	22	22	22
	利用延日数(日)	4,200	4,200	4,200
輪之内町	利用者数(人)	6	6	6
	利用延日数(日)	1,200	1,200	1,200
安 八 町	利用者数(人)	16	16	16
	利用延日数(日)	2,700	2,700	2,700

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、一般企業等における就労が困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

神戸町で計画を上回っているほかは、おおむね計画どおり推移しています。なお、郡内の就労継続支援（B型）提供事業所は、図表4-19のとおりです。

図表4-18 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	31	41	35	41	39	40
	利用延日数(日)	5,000	7,234	5,700	7,180	6,300	7,200
輪之内町	利用者数(人)	20	21	22	21	24	21
	利用延日数(日)	4,100	4,038	4,500	3,690	4,900	4,200
安 八 町	利用者数(人)	42	43	43	44	44	43
	利用延日数(日)	8,000	7,524	8,200	8,243	8,400	8,430

図表4-19 郡内の就労継続支援（B型）事業所（令和5年4月現在）

所在地	事 業 所 名
神 戸 町	いろいろ
輪之内町	輪之内町障害福祉サービス事業所 たんぼぼの里
安 八 町	安八町社会就労センター ひかりの里

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおりとします。

図表4-20 就労継続支援（B型）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	41	41	41
	利用延日数(日)	7,200	7,200	7,200
輪之内町	利用者数(人)	21	21	21
	利用延日数(日)	4,200	4,200	4,200
安 八 町	利用者数(人)	43	43	43
	利用延日数(日)	8,400	8,400	8,400

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(8) 就労定着支援

就労定着支援は、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスで、平成30年度から開始されました。

① 第6期計画と実績

神戸町で若干利用があったほかは利用がありませんでした。なお、郡内には就労定着支援提供事業所はありません。

図表4-21 就労定着支援の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	1	1	2	2	3	2
輪之内町	利用者数(人)	0	0	1	0	2	0
安 八 町	利用者数(人)	1	0	2	0	2	0

② 見込量

成果目標(第3章)において、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度(1人)の1.41倍以上の2人とすることを目標としていることから、次のとおりとします。

図表4-22 就労定着支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	2	2	2
輪之内町	利用者数(人)	0	0	1
安 八 町	利用者数(人)	0	0	1

③ 見込量の確保策

現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(9) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を医療機関併設の施設で受けるサービスです。

① 第6期計画と実績

各町ともおおむね計画どおり推移しています。なお、郡内には療養介護提供事業所はありません。

図表4-23 療養介護の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
輪之内町	利用者数（人）	2	3	2	3	2	3
安 八 町	利用者数（人）	2	2	2	1	2	1

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおりとします。

図表4-24 療養介護の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数（人）	1	1	1
輪之内町	利用者数（人）	3	3	3
安 八 町	利用者数（人）	1	1	1

③ 見込量の確保策

現在サービスを利用している県内の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 短期入所（ショートステイ）

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

① 第6期計画と実績

神戸町で計画を下回り、安八町では計画を上回って推移しています。また、輪之内町では、利用者数は計画どおりですが、利用延日数が計画を下回って推移しています。なお、郡内の短期入所提供事業所は図表4-26のとおりです。

図表4-25 短期入所の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神戸町	利用者数(人)	16(1)	14(1)	16(1)	12(1)	16(1)	12(1)
	利用延日数(日)	880(10)	607(37)	880(10)	631(21)	880(10)	670(30)
輪之内町	利用者数(人)	5	2	5	5	5	5
	利用延日数(日)	400	367	400	265	400	100
安八町	利用者数(人)	5	7	5	9	5	7
	利用延日数(日)	400	518	400	498	400	480

(注) 実績等の()内は医療型。

図表4-26 郡内の短期入所提供事業所(令和5年4月現在)

所在地	事業所名
神戸町	エメの家

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえ、次のとおりとします。

図表4-27 短期入所の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数(人)	12(1)	12(1)	12(1)
	利用延日数(日)	650(30)	650(30)	650(30)
輪之内町	利用者数(人)	5	5	5
	利用延日数(日)	300	300	300
安八町	利用者数(人)	7	7	7
	利用延日数(日)	500	500	500

(注) 見込量の()内は医療型。

③ 見込量の確保策

現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

4 居住系サービス

地域における障がいのある人の居住の場としてのグループホームや入所施設におけるサービスの充実を図ります。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、施設入所支援やグループホームを利用していた人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスで、平成30年度から開始されました。

① 第6期計画と実績

各町とも利用はありませんでした。なお、郡内には自立生活援助提供事業所也没有ありません。

図表4-28 自立生活援助の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	0	0	0	0	1	0
輪之内町	利用者数(人)	0	0	0	0	1	0
安 八 町	利用者数(人)	0	0	0	0	1	0

② 見込量

グループホーム退所者等が対象となるため、次のとおりとします。

図表4-29 自立生活援助の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	0	0	1
輪之内町	利用者数(人)	0	0	1
安 八 町	利用者数(人)	0	0	1

③ 見込量の確保策

県内の自立生活援助提供事業所による見込量の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が共同生活を行う住宅であり、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第6期計画と実績

各町とも計画を上回って推移しています。なお、郡内の共同生活援助（グループホーム）提供事業所は図表4-31のとおりです。

図表4-30 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数（人）	15	22	16	25	17	26
輪之内町	利用者数（人）	4	6	5	9	6	13
安 八 町	利用者数（人）	11	15	12	19	13	18

図表4-31 郡内の共同生活援助（グループホーム）提供事業所（令和5年4月現在）

所在地	事 業 所 名
神 戸 町	グループホームほたるの杜 サン神戸
	エメの家

② 見込量

入所施設からの移行者、病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案し、次のとおりとします。

図表4-32 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数（人）	28	30	32
輪之内町	利用者数（人）	16	19	22
安 八 町	利用者数（人）	20	22	24

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるものです。平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第6期計画と実績

各町ともおおむね計画どおり推移しています。なお、郡内には入所施設はありません。

図表4-33 施設入所支援の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用者数（人）	21	23	21	23	21	23
輪之内町	利用者数（人）	9	9	9	9	9	7
安 八 町	利用者数（人）	12	12	12	12	12	13

② 見込量

成果目標（第3章）において令和8年度末の施設入所者数を現状維持として
いることから、次のとおりとします。

図表4-34 施設入所支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数（人）	23	23	23
輪之内町	利用者数（人）	7	7	7
安 八 町	利用者数（人）	13	13	13

③ 見込量の確保策

現在入所している近隣市町等の施設により、見込量は確保できると考えます。

(4) 地域生活支援拠点等

各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等（障がいのある人の地域生活を支援する拠点または面的な体制をいいます。）を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討する取り組みです。

安八郡では、これまで、西濃圏域市町と協力・連携して地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、西濃圏域障がい者総合支援推進会議において年1回以上運用状況を検証、検討しています。

引き続き、西濃圏域市町と協力・連携して地域生活支援拠点等の機能を確保するとともに、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めます。また、引き続き、毎年度、西濃圏域障がい者総合支援推進会議において運用状況を検証、検討します。

5 相談支援等

基幹相談支援センターを通じて相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人または入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、地域定着支援は居宅で単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための各種の支援をするものです。

① 第6期計画と実績

計画相談支援は各町ともおおむね計画を上回って推移しています。なお、地域移行支援の利用者は1人のみで、地域定着支援の利用はありませんでした。なお、郡内の計画相談支援事業所は図表4-36のとおりで、地域移行支援・地域定着支援事業所はありません。

図表4-35 相談支援の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	計画相談支援(人)	125	143	127	140	129	160
	地域移行支援(人)	1	1	1	0	1	0
	地域定着支援(人)	1	0	1	0	1	0
輪之内町	計画相談支援(人)	52	55	53	58	54	61
	地域移行支援(人)	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援(人)	1	0	1	0	1	0
安 八 町	計画相談支援(人)	101	105	103	108	105	94
	地域移行支援(人)	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援(人)	1	0	1	0	1	0

図表4-36 郡内の計画相談支援事業所（令和5年4月現在）

所在地	事業所名
神戸町	神戸町子ども相談支援センター「相談室たんぽぽ」
輪之内町	特定相談支援事業所わのう
安八町	安八町相談支援事業所ひかり みらい

② 見込量

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者数等、地域移行支援については入所・入院者の地域生活への移行者数等、地域定着支援についてはひとり暮らしの障がいのある人の数や地域生活へ移行する障がいのある人の数等を勘案し、次のとおりとします。

図表4-37 相談支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	計画相談支援（人）	170	180	190
	地域移行支援（人）	1	1	1
	地域定着支援（人）	1	1	1
輪之内町	計画相談支援（人）	64	67	70
	地域移行支援（人）	1	1	1
	地域定着支援（人）	1	1	1
安八町	計画相談支援（人）	111	114	117
	地域移行支援（人）	1	1	1
	地域定着支援（人）	1	1	1

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び利用した実績のある近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図る取り組みです。

安八郡では、各町に基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、各町に基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保する取り組みです。

3町は、安八郡障がい者自立支援協議会を共同で設置し、年1回開催しており、こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めています。

今後は、障がい者自立支援協議会を年2回程度開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

精神障がいのある人の地域移行等の支援にあたっては、必要に応じて、3町が共同で設置している安八郡障がい者自立支援協議会において協議します。

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じ、地域の障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

各町では、岐阜県等が実施する研修等に職員が積極的に参加し、サービス提供事業者等との情報共有に努めています。

引き続き、岐阜県等が実施する研修等に各町職員が積極的に参加し、安八郡障がい者自立支援協議会等を通じて、サービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、提供事業者や近隣自治体等と情報共有を図る体制を構築することにより、地域の障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

3町は、障害福祉サービス等の提供状況等の情報等を共有するとともに、安八郡障がい者自立支援協議会等を通じて、サービス提供事業者等との情報共有に努めています。

引き続き、障害福祉サービス等の提供状況等の情報を3町で共有するとともに、安八郡障がい者自立支援協議会を通じ、サービス提供事業者等との情報共有に努めます。



第5章

地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要

(1) 目 的

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

(2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業があります。地域生活支援事業として3町において実施する事業は次のとおりです。

図表5-1 地域生活支援事業の種類

区 分	事 業 名	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	障害者相談支援事業 市町村相談支援機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター	
任 意 事 業	日常生活支援	訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 重度心身障害児者サービス円滑利用事業
	社会参加支援	自動車運転免許取得助成事業 自動車改造助成事業
	その他	

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる差別等を解消するため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせたイベント等をはじめとする障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになることをめざします。西濃圏域の市町は、図表5-2の事業所に相談支援事業を共同で委託しています。

図表5-2 障害者相談支援事業委託事業所（令和5年度）

区 分	事 業 所 名
精 神	相談支援事業所せせらぎ（大垣市）
	相談支援センターグリーンヒル（海津市）
知 的	大垣市柿の木荘（大垣市）
	相談支援事業所ゆう（垂井町）

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者相談支援事業委託事業所に加え、他の相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを実施する基幹相談支援センター業務を委託し、機能強化を図ります。

図表5-3 基幹相談支援センター委託事業所（令和5年度）

区 分	事 業 所 名
神戸町	と一たす（一部委託）
輪之内町	輪之内町社会福祉協議会
安八町	安八町社会福祉協議会

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人を支援し、障がいのある人の地域生活を支援するサービスですが、3町ともニーズがなく実施に至っていません。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

① 第6期計画と実績

令和3年度から令和5年度（見込み）までは、利用実績がありません。

図表5-4 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神戸町	利用件数（件）	1	0	1	0	1	0
輪之内町	利用件数（件）	1	0	1	0	1	0
安八町	利用件数（件）	1	0	1	0	1	0

② 見込量

障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及に努めることとし、次のとおりとします。

図表5-5 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用件数（件）	1	1	1
輪之内町	利用件数（件）	1	1	1
安八町	利用件数（件）	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援に努め、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① 第6期計画と実績

意思疎通支援事業には、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業がありますが、利用実績があったのは手話通訳者派遣事業だけでした。この事業は、3町とも岐阜県聴覚障害者協会に委託して実施しています。

図表5-6 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

単位：利用件数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	手話通訳者派遣事業	1	0	1	0	1	0
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0
輪之内町	手話通訳者派遣事業	10	3	10	14	10	10
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0
安八町	手話通訳者派遣事業	5	1	5	2	5	1
	要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0

② 見込量

手話通訳者派遣事業の潜在的ニーズも考慮して、次のとおりとします。

図表5-7 意思疎通支援事業の見込量

単位：利用件数

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	手話通訳者派遣事業	1	1	1
	要約筆記者派遣事業	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0
輪之内町	手話通訳者派遣事業	15	15	15
	要約筆記者派遣事業	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0
安八町	手話通訳者派遣事業	5	5	5
	要約筆記者派遣事業	0	0	0
	手話通訳者設置事業	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

① 第6期計画と実績

日常生活用具のうち、ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

図表5-8 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績

単位：件

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	介護・訓練支援用具	1	0	1	3	1	3
	自立生活支援用具	2	1	2	1	2	1
	在宅療養等支援用具	6	4	6	4	6	3
	情報・意思疎通支援用具	3	3	3	4	3	3
	排泄管理支援用具	440	466	450	458	460	460
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	0	1	0	1	0

輪之内町	介護・訓練支援用具	1	0	1	0	1	0
	自立生活支援用具	1	3	1	0	1	0
	在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	0	1	2	1	0
	排泄管理支援用具	150	126	160	120	170	130
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	0	1	0	1	0
安八町	介護・訓練支援用具	2	0	2	0	2	0
	自立生活支援用具	2	0	2	1	2	0
	在宅療養等支援用具	5	4	5	2	5	3
	情報・意思疎通支援用具	1	0	1	2	1	1
	排泄管理支援用具	420	398	430	342	440	390
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	0	1	1	1	0

② 見込量

利用者のニーズに応じて適切に給付することとし、次のとおりとします。

図表5-9 日常生活用具給付等事業の見込量

単位：件

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	介護・訓練支援用具	3	3	3
	自立生活支援用具	1	1	1
	在宅療養等支援用具	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	4	4	4
	排泄管理支援用具	470	470	470
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1
輪之内町	介護・訓練支援用具	1	1	1
	自立生活支援用具	1	1	1
	在宅療養等支援用具	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	1	1
	排泄管理支援用具	130	130	130
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

安八町	介護・訓練支援用具	1	1	1
	自立生活支援用具	1	1	1
	在宅療養等支援用具	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具	1	1	1
	排泄管理支援用具	400	400	400
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成に努めます。

① 第6期計画と実績

西濃圏域の市町と連携し、手話奉仕員養成講座を開催しています。

図表5-10 手話奉仕員養成研修事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神戸町	参加人数（人）	1	3	1	6	1	6
輪之内町	参加人数（人）	1	1	1	1	1	1
安八町	参加人数（人）	1	1	1	1	1	1

② 見込量

引き続き、西濃圏域の市町と連携し、手話奉仕員養成講座を開催することとし、次のとおりとします。

図表5-11 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	参加人数（人）	4	4	4
輪之内町	参加人数（人）	4	4	4
安八町	参加人数（人）	1	1	1

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。なお、各町の移動支援事業委託事業所は、図表5-13のとおりです。

図表5-12 移動支援事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	利用者数(人)	25	24	25	22	25	21
	利用延時間数(時間)	2,100	1,510	2,100	1,660	2,100	2,100
輪之内町	利用者数(人)	3	3	3	4	3	3
	利用延時間数(時間)	330	289	330	359	330	700
安八町	利用者数(人)	11	9	11	11	11	11
	利用延時間数(時間)	1,200	866	1,200	1,338	1,200	1,250

図表5-13 移動支援事業委託事業所(令和5年度)

区分	事業所名	
神戸町	・とーたす(神戸町) ・介護ステーションみらい(大垣市) ・チェントロマンマ(大垣市) ・ニチイケアセンターうるう(大垣市) ・マミーハウス(大垣市)	・coco(大垣市) ・おおぞら(垂井町) ・ぎふ羽島ボランティア協会(羽島市) ・ケアネットひかり(名古屋市)
輪之内町	・ジーバケアサービス(大垣市) ・チェントロマンマ(大垣市) ・マミーハウス(大垣市) ・coco(大垣市)	・ぎふ羽島ボランティア協会(羽島市) ・生活サポートはしま(羽島市) ・羽島企画トータルケアMama's(羽島市)
安八町	・チェントロマンマ(大垣市) ・coco(大垣市) ・おおぞら(垂井町)	・大野町社会福祉協議会居宅介護事業所(大野町) ・岐阜ヘルパー(岐阜市) ・ぎふ羽島ボランティア協会(羽島市)

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-14 移動支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数(人)	22	22	22
	利用延時間数(時間)	2,000	2,000	2,000
輪之内町	利用者数(人)	3	3	3
	利用延時間数(時間)	700	700	700
安八町	利用者数(人)	11	11	11
	利用延時間数(時間)	1,300	1,300	1,300

③ 見込量の確保策

引き続き、事業を実施し、障がいのある人の外出、社会参加を支援していきます。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障がいのある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。

① 第6期計画と実績

利用者数は、神戸町で計画を下回っていますが、輪之内町と安八町ではおおむね計画どおり推移しています。なお、地域活動支援センター委託事業所（令和5年度）は、3町とも大垣市の「せせらぎ」及び海津市の「グリーンヒル」です。

図表5-15 地域活動支援センターの第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	利用者数(人)	12	7	13	7	14	7
	利用延日数(日)	1,800	1,732	1,950	1,430	2,100	1,500
輪之内町	利用者数(人)	3	3	3	2	3	3
	利用延日数(日)	240	294	240	262	240	690
安八町	利用者数(人)	4	3	4	3	4	2
	利用延日数(日)	120	279	120	408	120	250

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-16 地域活動支援センターの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数(人)	7	7	7
	利用延日数(日)	1,600	1,600	1,600
輪之内町	利用者数(人)	3	3	3
	利用延日数(日)	300	300	300
安八町	利用者数(人)	3	3	3
	利用延日数(日)	300	300	300

③ 見込量の確保策

引き続き、事業を実施し、障がいのある人の外出、社会参加を支援していきます。

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障がいのある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 第6期計画と実績

利用者数は、神戸町と安八町が若干数ありました。なお、訪問入浴サービス委託事業所（令和5年度）は、神戸町が大垣市の「アースサポート」及び「アサヒサンククリーン」、安八町が輪之内町の「幸の風」です。

図表5-17 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	利用者数(人)	2	2	2	2	2	2
	利用延回数(回)	140	132	140	128	140	132
輪之内町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用延回数(回)	40	0	40	0	40	0
安八町	利用者数(人)	1	2	1	0	1	0
	利用延回数(回)	40	36	40	0	40	0

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-18 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数(人)	2	2	2
	利用延回数(回)	140	140	140
輪之内町	利用者数(人)	1	1	1
	利用延回数(回)	40	40	40
安八町	利用者数(人)	1	1	1
	利用延回数(回)	40	40	40

③ 見込量の確保策

現在の委託事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、各町とも計画を下回って推移しています。なお、各町の日中一時支援事業委託事業所は、図表5-20のとおりです。

図表5-19 日中一時支援事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	利 用 者 数 (人)	8	4	8	4	8	4
	利 用 延 回 数 (回)	80	41	80	41	80	55
輪之内町	利 用 者 数 (人)	5	4	5	3	5	3
	利 用 延 回 数 (回)	600	505	600	579	600	680
安 八 町	利 用 者 数 (人)	8	5	8	2	8	2
	利 用 延 回 数 (回)	160	312	160	133	160	140

図表5-20 日中一時支援事業委託事業所（令和5年度）

区 分	事 業 所 名	
神 戸 町	・大垣市柿の木荘（大垣市）	・西濃向生園（大野町）
輪之内町	・大垣市柿の木荘（大垣市） ・ゆうゆうアテンダント（海津市）	・ドルチェヴィータ（大垣市） ・ひめゆりケアルーム（岐阜市）
安 八 町	・ドルチェヴィータ（大垣市） ・やすらぎ（大垣市）	・かがやき学園（大垣市） ・こっから（大垣市）

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-21 日中一時支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利 用 者 数 (人)	4	4	4
	利 用 延 回 数 (回)	60	60	60
輪之内町	利 用 者 数 (人)	3	3	3
	利 用 延 回 数 (回)	600	600	600
安 八 町	利 用 者 数 (人)	2	2	2
	利 用 延 回 数 (回)	140	140	140

③ 見込量の確保策

現在の委託事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 重度心身障害児者サービス円滑利用事業

この事業は、重度の障がいのある人とその家族が、短期入所、日中一時支援事業を円滑に利用することにより、重度の障がいのある人の安全、安心の場を確保するとともに、家族の負担の軽減を図ることを目的として実施しています。令和3年度から令和5年度（見込み）の利用実績は図表5-22のとおりであり、計画期間の見込量は図表5-23のとおりとします。

図表5-22 重度心身障害児者サービス円滑利用事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	利用者数（人）	4	2	4	2	4	3
輪之内町	利用者数（人）	2	1	2	1	2	1
安 八 町	利用者数（人）	2	2	2	2	2	2

図表5-23 重度心身障害児者サービス円滑利用事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数（人）	3	3	3
輪之内町	利用者数（人）	1	1	1
安 八 町	利用者数（人）	2	2	2

(4) 自動車運転免許取得助成事業

障がいのある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、輪之内町で若干数ありました。

図表5-24 自動車運転免許証取得助成事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
輪之内町	利用者数(人)	1	0	1	1	1	1
安 八 町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-25 自動車運転免許証取得助成事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用者数(人)	1	1	1
輪之内町	利用者数(人)	1	1	1
安 八 町	利用者数(人)	1	1	1

(5) 自動車改造助成事業

障がいのある人が、障がいゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、各町とも若干数ありました。

図表5-26 自動車改造助成事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	利用者数(人)	1	1	1	0	1	1
輪之内町	利用者数(人)	1	0	1	0	1	1
安 八 町	利用者数(人)	1	1	1	0	1	0

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表5-27 自動車改造助成事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用者数（人）	1	1	1
輪之内町	利用者数（人）	1	1	1
安八町	利用者数（人）	1	1	1

第6章

障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの概要

児童福祉法には、「障害児通所支援」として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、「障害児入所支援」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所支援」は、都道府県が実施します。

図表6-1 障がい児支援サービスの種類と事業の実施者

サ ー ビ ス 名		実 施 者
障害児通所支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	市 町 村
	障害児相談支援	
障害児入所支援	福祉型 医療型	都 道 府 県

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。

① 第2期計画と実績

利用児数は、輪之内町と安八町で計画を上回り、利用延日数は、輪之内町で計画を上回って推移しています。なお、郡内の児童発達支援提供事業所は、図表6-3のとおりです。

図表6-2 児童発達支援の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用児数(人)	86(1)	86(1)	87(1)	89	88(1)	90
	利用延日数(日)	3,300(60)	3,250(6)	3,450(60)	3,005	3,600(60)	2,800
輪之内町	利用児数(人)	37	43	38	58	39	55
	利用延日数(日)	1,500	1,644	1,550	1,738	1,600	1,700
安 八 町	利用児数(人)	29	45	29	38	30	43
	利用延日数(日)	1,700	1,654	1,700	1,709	1,750	1,880

(注) 実績等の()内は医療型。

図表6-3 郡内の児童発達支援提供事業所(令和5年4月現在)

所在地	事業所名
神 戸 町	町立たんぼぼ学園
輪之内町	輪之内町発達支援教室そら
安 八 町	町立あすなろの園
	げんき
	キッズボンド安八

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績や保育所等での障がいのある児童の受入れ状況等を勘案して、次のとおりとします。

図表6-4 児童発達支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用児数(人)	91	92	93
	利用延日数(日)	3,000	3,030	3,060
輪之内町	利用児数(人)	56	58	60
	利用延日数(日)	1,700	1,760	1,820
安 八 町	利用児数(人)	44	46	48
	利用延日数(日)	1,900	1,980	2,060

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数とも、神戸町で計画を上回って推移しています。なお、郡内の放課後等デイサービス提供事業所は、図表6-6のとおりです。

図表6-5 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利用児数(人)	22	29	23	35	24	40
	利用延日数(日)	2,700	3,665	2,800	3,775	2,900	4,000
輪之内町	利用児数(人)	26	26	28	25	30	25
	利用延日数(日)	3,200	3,112	3,400	2,938	3,600	3,000
安 八 町	利用児数(人)	32	40	33	36	34	38
	利用延日数(日)	4,400	4,826	4,600	4,598	4,800	4,690

図表6-6 郡内の放課後等デイサービス提供事業所（令和5年4月現在）

所在地	事業所名
神戸町	放課後等デイサービスタイムケア
安八町	げんき キッズボンド安八

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績や児童発達支援の利用実績をもとに、次のとおりとします。

図表6-7 放課後等デイサービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用児数（人）	43	46	49
	利用延日数（日）	4,800	5,100	5,400
輪之内町	利用児数（人）	25	25	26
	利用延日数（日）	3,000	3,000	3,120
安八町	利用児数（人）	39	40	41
	利用延日数（日）	4,600	4,720	4,840

③ 見込量の確保策

郡内の事業所及び現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第2期計画と実績

各町とも利用はありませんでした。なお、郡内には居宅訪問型児童発達支援提供事業所也没有。

図表6-8 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利 用 児 数 (人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数 (日)	12	0	12	0	12	0
輪之内町	利 用 児 数 (人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数 (日)	12	0	12	0	12	0
安 八 町	利 用 児 数 (人)	1	0	1	0	1	0
	利用延日数 (日)	12	0	12	0	12	0

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績はありませんが、次のとおりとします。

図表6-9 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利 用 児 数 (人)	1	1	1
	利用延日数 (日)	6	6	6
輪之内町	利 用 児 数 (人)	1	1	1
	利用延日数 (日)	6	6	6
安 八 町	利 用 児 数 (人)	1	1	1
	利用延日数 (日)	6	6	6

③ 見込量の確保策

近隣市町の居宅訪問型児童発達支援による見込量の確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所や幼稚園、認定こども園を訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数とも、神戸町で計画を上回って推移し、安八町で利用実績がありました。なお、郡内に保育所等訪問支援提供事業所はありません。

図表6-10 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
神 戸 町	利 用 児 数 (人)	1	1	1	2	1	2
	利用延日数 (日)	3	1	3	8	3	10
輪之内町	利 用 児 数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数 (日)	0	0	0	0	0	0
安 八 町	利 用 児 数 (人)	0	1	0	1	0	1
	利用延日数 (日)	0	2	0	2	0	2

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて、次のとおりとします。

図表6-11 保育所等訪問支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利 用 児 数 (人)	2	2	2
	利用延日数 (日)	10	10	10
輪之内町	利 用 児 数 (人)	1	1	1
	利用延日数 (日)	2	2	2
安 八 町	利 用 児 数 (人)	1	1	1
	利用延日数 (日)	2	2	2

③ 見込量の確保策

現在サービスを利用している近隣市町の事業所により、見込量は確保できると考えます。

3 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うものです。

① 第2期計画と実績

利用実績は、各町とも計画を上回って推移しています。なお、郡内の障害児相談支援事業所は、図表6-13のとおりです。

図表6-12 障害児相談支援の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	利用児数（人）	100	109	102	115	105	120
輪之内町	利用児数（人）	27	31	29	33	31	30
安八町	利用児数（人）	59	77	60	67	61	78

図表6-13 郡内の障害児相談支援事業所（令和5年4月現在）

所在地	事業所名
神戸町	神戸町子ども相談支援センター「相談室たんぽぽ」
安八町	安八町相談支援事業所ひかり みらい

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの各サービスの利用実績等を勘案して、次のとおりとします。

図表6-14 障害児相談支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用児数（人）	125	130	135
輪之内町	利用児数（人）	31	32	33
安八町	利用児数（人）	79	80	81

③ 見込量の確保策

郡内の事業所等により、見込量は確保できると考えますが、指定障害福祉サービス事業所等に障害児相談支援事業への参入を促していきます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① これまでの実績

各町ともコーディネーターを配置していません。

図表6-15 医療的ケア児支援コーディネーターの第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	配置人数(人)	0	0	1	0	1	0
輪之内町	配置人数(人)	0	0	1	0	1	0
安八町	配置人数(人)	0	0	1	0	1	0

② 見込量

岐阜県が実施する養成研修への参加を促進し、次のとおりとします。

図表6-16 医療的ケア児支援コーディネーターの配置見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	配置人数(人)	1	1	1
輪之内町	配置人数(人)	1	1	1
安八町	配置人数(人)	1	1	1

4 障がい児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業には、障がいのある児童が利用しているサービスがあると考えられますが、ここでは、障がい児保育と放課後児童健全育成事業を利用する障がいのある児童について、利用見込みを定めます。

(1) 障がい児保育

3町では、集団保育になじめる中軽度の障がいのある児童を幼稚園や認定こども園で受け入れています。令和3年度から令和5年度（見込み）までの障がい児保育の利用状況は図表6-17のとおりであり、計画期間の見込量は図表6-18のとおりです。

図表6-17 障がい児保育の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神戸町	利用児数（人）	1	1	1	1	1	1
輪之内町	利用児数（人）	3	17	4	12	4	10
安八町	利用児数（人）	3	1	3	1	3	0

図表6-18 障がい児保育の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神戸町	利用児数（人）	1	1	1
輪之内町	利用児数（人）	10	10	10
安八町	利用児数（人）	1	1	1

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、中軽度の障がいのある小学生を受け入れることとしています。令和3年度から令和5年度（見込み）までの放課後児童健全育成事業の利用状況は図表6-19のとおりであり、計画期間の見込量は図表6-20のとおりです。

図表6-19 放課後児童健全育成事業の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
神 戸 町	利用児数（人）	2	3	2	9	2	6
輪之内町	利用児数（人）	0	2	0	3	0	2
安 八 町	利用児数（人）	0	0	0	0	0	0

図表6-20 放課後児童健全育成事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
神 戸 町	利用児数（人）	6	6	6
輪之内町	利用児数（人）	2	2	2
安 八 町	利用児数（人）	1	1	1

第7章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が整備法により位置付けられ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置し、計画の推進に向けて取り組むとともに、地域が抱えるさまざまな課題について協議しています。また、計画の推進にあたっては、各町において関係部署との連携や町民との協働に努めます。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関等との緊密な連携を図るため、安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療・保健、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者団体の代表者などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

引き続き、自立支援協議会を通じて、関係機関等と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行います。
なお、活動指標（障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

計画の成果目標の分析・評価の結果、さらには、共生型サービスの進展など、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

第8章

資 料

1 計画策定の経過

計画案の作成にあたっては、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（安八郡障がい者自立支援協議会）より意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を聴取しました。

年 月 日	内 容
令和5年11月30日	第1回安八郡障害福祉計画・安八郡障害児福祉計画策定委員会（第7期安八郡障害福祉計画・第3期安八郡障害児福祉計画（案）について）
令和5年12月18日～ 令和6年1月16日	パブリックコメント（第7期安八郡障害福祉計画・第3期安八郡障害児福祉計画（案）） → 1通（5件） ※岐阜県への意見聴取も実施
令和6年3月28日	第2回安八郡障害福祉計画・安八郡障害児福祉計画策定委員会（第7期安八郡障害福祉計画・第3期安八郡障害児福祉計画（最終案）について）

2 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、安八郡障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を安八郡3町で共同設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 安八郡障害者計画及び安八郡障害福祉計画・安八郡障害児福祉計画の作成、点検及び評価に関すること。
- (6) 障害者差別解消法に基づく紛争防止、解決等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 福祉・保健・医療の関係者
- (2) 民間企業の関係者
- (3) 障がい福祉事業の従事者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 相談支援事業者等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は原則公開とする。ただし、会長がそぐわないと判断したときは非公開とすることができる。
- 6 会議は傍聴することができる。
- 7 その他前2項に規定するもののほか、会議の公開や傍聴については、別に定める「安八郡障がい者自立支援協議会の会議及び傍聴取扱基準」による。

(部会)

第7条 協議会は、具体的な課題や協議事項を検討するため、各町自立支援部会を設置する。

- 2 部会の運営に必要な事項は、各町が別に定める。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、神戸町、輪之内町及び安八町が建制順に担当し、障がい福祉担当課において処理する。

- 2 庶務の任期は、2年とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月19日から施行する。
- 2 安八郡障がい者施策検討委員会設置要綱（平成18年8月25日施行）は、廃止する。
- 3 協議会設立後初めて選任される委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正後最初に庶務を担当する町は、安八町とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

③ 安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿

自 令和5年4月1日
至 令和7年3月31日

区 分	役 職 名	氏 名
福祉・保健・医療の 関係者	安八郡医師会長	◎ 西 脇 慶 治
	神戸町民生委員児童委員協議会長	戸 川 賢 一
	輪之内町民生委員児童委員協議会長	小 林 洋 子
	安八町民生委員児童委員協議会長	宇 野 啓 子
民間企業の関係者	東レ(株)岐阜工場総務課長	竹 内 澄 人
障がい福祉事業の 従事者	神戸町障がい者生活介護施設もちのき園長	川 崎 保 男
	障害福祉サービス事業所たんぼぼの里管理者	棚 橋 さとえ
	安八町ひかりの里所長	久 野 三 慶
障がい者団体の代 表者	身体障害者福祉協会安八郡支部長	○ 佐 藤 宮 雄
	神戸町心身障がい児者育成会長	宇 野 睦
	輪之内町たんぼぼの会代表	西 脇 重 子
	安八町障がい児者育成会長	渡 邊 智 子
相談支援事業者等 の代表	地域生活支援センターせせらぎ 相談支援専門員	西 川 真 美
	相談支援事業所ゆう所長	後 藤 悦 子
	西濃障がい者就業・生活支援センター 生活支援ワーカー	柳 葉 子

◎会長 ○副会長

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

第7期安八郡障害福祉計画

第3期安八郡障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行者 神戸町 健康福祉課

〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地

TEL 0584-27-0175 FAX 0584-27-8443

